

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○県税に関する申告等の期限の指定

(税 務 課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

○昭和五十九年宮城県告示第十六十四号(県立自然公園の公園事業)の一

(観 光 課)

部改正

(観 光 課)

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養

(農林水産経営支援課)

殖業者)

(水産振興課)

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(建築宅地課)

○建築士免許の取消し

(道 路 課)

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(道 路 課)

## 告 示

○宮城県告示第七百七十号

平成二十三年宮城県告示第二百四十一号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成二十三年三月十一日から同年十二月十四日までの間に到来するもの(岩手県及び宮城県の地域のうち次に掲げる地域のいずれかに住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあっては、申告に限る。)に限る。)について、同月十五日とする。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県 名	地 域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市及び本吉郡南三陸町

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇一〇〇五	やさしい手仙台ケアセンター吉成 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	同行援護	株式会社やさしい手仙台	平成二十三年十月一日
〇四一五二〇二二五二	やさしい手仙台ケアセンター宮城野 仙台市宮城野区出花二丁目十二番五号	同行援護	株式会社やさしい手仙台	平成二十三年十月一日

○宮城県告示第七百七十二号

昭和五十九年宮城県告示第十六十四号(県立自然公園の公園事業)第二号の表中「スキー場」及び「園地 宮城県仙台市(泉ヶ岳)」の施設の規模を別紙関係書類のとおり変更し、平成二十三年十月二十五日から施行する。

別紙関係書類は、省略し、宮城県庁(経済商工観光部観光課)、宮城県仙台地方振興事務所及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百七十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下、「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県第 二二加入 区	宮城県第 三加入 区	宮城県第 三加入 区	宮城県第 三加入 区
区域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償 法に基づく 漁業に係 る加入区 の設立に 関する事 務)の定め られた宮 城支庁の 支庁支所 の地区	平成二十三年 十月十七日	東松島市宮 戸字室浜二 十五 千葉 富夫 東松島市宮 戸字神ノ前 二十二 菊地 勇	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年 政令第九十 三号)第九 条の四に規 定するのり 養殖業
同意成立 の 日 月	平成二十三年 十月十七日			
発起人の住所及び氏名	塩釜市浦戸寒風沢字湊 七十九 長南 正義 塩釜市浦戸野々島字朴 島家の上 川畑 俊夫			
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年 政令第九十 三号)第九 条の四に規 定する特定 かき 養殖業			
区域内特定 養殖業者数	三人			十八人

○宮城県告示第七七十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を平成二十三年十月二十五日から同年十一月八日まで縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名	加入区	縦覧場所
千葉 文武	石巻市沢田字沢田四十三番地二	石巻地区加	石巻市渡波字佐須九十八番地の二
宮城県漁業協同組合	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称		

石巻市渡波字佐須三十三番地二

須田 政吉

宮城県漁業協同組合  
石巻地区支所

宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田四十八番地	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊三十五番地	宮城郡七ヶ浜町加入区	宮城県漁業協同組合	宮城郡七ヶ浜町花洲浜字上ノ山百十七番地の二	宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所
---------------------	---------------------	------------	-----------	-----------------------	----------------

○宮城県告示第七七十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
平成二十三年十月四日	村井 芳子	二級建築士	第二千六百六十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
  - 1 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 千九十九トン
  - 2 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 一百一十トン
  - 3 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 百六十三キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県仙台土木事務所 仙台市宮城野区

幸町四丁目一番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年九月二十七日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社仙台銘板東北ブロック 仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内百二十号

2 一の2の購入物品 株式会社キタショー 岩沼市相の原三丁目一番六号

3 一の3の購入物品 日本ハイウェイ・サービス株式会社仙台支店 仙台市宮城野区榴岡四丁目十二番十二号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 十四円五十六銭三厘五毛(一キログラム当たり)

2 一の2の購入物品 十九円四十二銭五厘(一キログラム当たり)

3 一の3の購入物品 四十四円十銭(一リットル当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年八月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分)(単価契約) 千四百四十五トン

2 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分)(単価契約) 五十八キリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 柴田郡大河原町字南一二九番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年十月十三日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 丸山株式会社 刈田郡蔵王町大字円田字杉ヤラ十二番五号

2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

五 落札金額

1 一の1の購入物品 十三円八十六銭(一キログラム当たり)

2 一の2の購入物品 四十五円十五銭(一リットル当たり)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成二十三年八月三十日